

技能検定受験資格について

学科又は実技のどちらかの科目が合格した場合、再受験時は何年後であっても、合格科目は受験免除となります。過去の科目合格実績などのお問合せは事務局までお気軽にお問合せ下さい。

●等級

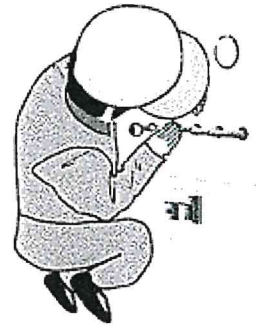
試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれます。また、職種によっては難易度を分けずに行う単一等級もあります。さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級があります。

●受験資格

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の技能検定の受験資格は下表のとおりとなります。受験資格は、実務経験や卒業した学科・訓練科等に関する検定職種に限り得られます。

なお、3級の受験資格については、平成25年4月から緩和されます。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認いただくか、最寄りの都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

民間の試験機関の実施する職種においては実施する試験機関へお問い合わせいただくか、試験機関のホームページをご確認ください。



(単位 年)

受 検 対 象 者	特級	1 級		2 級		3 級 (※5)	単一等級
	1級合格後	2級合格後	3級合格後	3級合格後			
実務経験のみ		7			2	0 ※6	3
専門高校卒業 ※1 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業 ※1 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0
大学卒業 ※1 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0
専修学校 ※2又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800h以上	6	2	4	0	0 ※7	1
	1600h以上	5			0	0 ※7	1
	3200h以上	4			0	0 ※7	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※3	700h以上	6			0	0 ※4	1
普通課程の普通職業訓練修了 ※3	2800h未満	5			0	0	1
	2800h以上	4			0	0	0
専門課程の高度職業訓練修了 ※3		3	1	2	0	0	0
応用課程の高度職業訓練修了			1		0	0	0
長期課程の指導員訓練修了			1		0	0	0
職業訓練指導員免許取得			1		-	-	0

※1:学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※2:大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※3:職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※4:総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※5:3級の技能検定については、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受験できる。

※6:検定職種に関し実務の経験を有する者について、受験資格を認めることとする。

※7:当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受験資格を付与する。